

千葉県告示第百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成二十九年二月七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 中間検査を行う区域

千葉県の全域（法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成二十九年十月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次に掲げる用途及び規模に係るもの（法第十八条又は第八十五条の適用を受けるもの、法第二十六条第三号に規定する畜舎その他の政令で定める用途に供するもの、法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものを除く。）

1 一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）
で次のいずれかに該当する規模のもの

(一) 地階を除く階数が三以上のもの

(二) 床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（分譲住宅に限る。）

2 1に掲げる用途以外の用途に供する建築物で次のいずれかに該当する規模のもの

(一) 地階を除く階数が三以上のもの

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの

四 指定する特定工程

次のとおりとする。ただし、法第七条の三第一項第一号の政令で定める特定工程を除き、1から4までの二以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、1から4までのいずれかの工程を二以上の工区に分けて施工する場合は、二以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。

1 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、一階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事

2 鉄筋コンクリート造の建築物であつて、地階を除く階数が一のものにあつては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）の配筋の工事、地階を除く階数が二以上のものにあつては二階のはり及び床の配筋の工事

3 木造の建築物にあつては、屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法を用いた建築物にあつては、屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事）

4 1から3までに掲げる構造以外の構造の建築物であつて、地階を除く階数が一のものにあつては屋根版の取付けの工事、地階を除く階数が二以上のものにあつては二階の床版の取付けの工事

五 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。ただし、法第七条の三第六項の政令で定める特定工程後の工程を除き、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とする。

1 鉄骨造の建築物にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装の工事及び内装の工事

2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であつて、地階を除く階数が一のものにあつては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）のコンクリートの打ち込みの工事、地階を除く階数が二以上のものにあつては二階のはり及び床のコンクリートの打ち込みの工事

3 木造の建築物にあつては、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁を覆う外装の工事（屋根ふきの工事を除く。）及び内装の工事

4 1から3までに掲げる構造以外の構造の建築物にあつては、構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除く。）を覆う外装の工事及び内装の工事

六 適用

この告示は、平成二十九年十月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

七 中間検査を行う期間の特例

平成二十九年十月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、中間検査を受けていないものについては、二に掲げる中間検査を行う期間にかかわらず、同日後においても中間検査を行うものとする。